下関市子どもの居場所活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に在住する18歳未満の全ての子ども(以下単に「子ども」という。)が生まれ育った環境によって左右されることなく、夢や希望を持てる社会の実現に向けて、子どもを地域及び行政の必要な支援につなげるため、子どもの居場所の活動を行う団体又は個人(以下「団体等」という。)に対し、当該活動に係る経費の一部を補助することにより、子どもの健やかな成長を地域で支援し、地域全体で子どもを見守る環境を充実させることを目的とし、下関市子どもの居場所活動支援補助金(以下「補助金」という。)の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各 号に定めるところによる。
 - (1) 子ども食堂 無料又は安価で子どもに食事、遊び及び交流の機 会を提供する活動をいう。
 - (2) 学習支援 無料又は安価で子どもに学習の機会を提供する活動をいう。
 - (3) フードパントリー 食料を提供することにより、子どもが自宅で食事を取ることができるよう支援する活動をいう。
 - (4) 体験の提供 子どもにキャンプ体験、バーベキュー体験、農作物の収穫体験、公園での遊びの体験等、子どもの健全な成長に資する様々な体験の機会を提供する活動をいう。
 - (5) 子育て支援活動 子ども食堂、学習支援、フードパントリー、体験の提供により地域で子育てを支援する活動の総称をいう。
 - (6) 子どもの居場所 子育て支援活動のうち少なくとも1以上の活動を行う場であって、かつ、子どもが気軽に立ち寄り、安心して過ごすことができる場をいう。

(補助対象事業)

- 第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、市内で開催する子どもの居場所ごとでの子育て支援活動であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - (1) 主な利用者が子どもとその保護者であること。
 - (2) 第5条に規定する補助対象期間内に1月当たり1回以上の子育 て支援活動を3月以上行うこと。
 - (3) 子ども食堂を開設する場合は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく下関保健所の営業許可を受け、又は下関保健所へ子ども食堂開設届出書(下関市子ども食堂の届出に関する要領(令和3年4月1日制定)様式第1号)を提出し、必要に応じて助言若しくは指導を受けること。
 - (4) 食事又は食料を提供する場合は、利用者の食物アレルギーの有無に十分配慮するとともに、これを周知する等子どもへの安全対策を講ずること。
 - (5) 参加する子ども及び保護者の様子を見守り、必要に応じて市の 相談支援窓口を紹介する等、子ども及び保護者に対する適切な支 援へのつなぎに努めること。
 - (6) 市が主催し、子どもの居場所の運営の支援をするために開催する会議、勉強会等の催しへの参加及びアンケート等の調査への協力に努めること。
 - (7) 補助対象事業の実施により発生するおそれのある事故に備え、 当該事故による損害を補償するための保険の加入に努めること。
 - (8) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としていないこと。
 - (9) 本市からこの補助金と目的を同じくする他の補助を受けていないこと。

(交付の対象となる団体等)

- 第4条 補助金の交付の対象となる団体等は、次に掲げる要件を全て 満たす団体等とする。
 - (1) 市内を主たる活動の拠点としている団体等であって、市内で子

どもの居場所を運営しているものであること。

- (2) 団体等の構成員が、暴力団員による不当な行為の防止に関する 法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団 若しくは暴力団員と密接な関係のある者でないこと。
- (3) 公序良俗に反する活動を行っていないこと。
- (4) 市税に滞納がないこと。

(補助対象期間)

第5条 補助金の対象となる補助対象事業の実施期間(以下「補助対象期間」という。)は、第9条第1項の規定により市長が補助金の交付を決定した日から当該決定した日が属する年度の2月末日までとする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。) は、補助対象事業を行うために必要な報償費、旅費、消耗品費、食 材費、燃料費、使用料及び賃借料、保険料、研修費、広告宣伝費及び 通信運搬費とする。

(補助金の額)

- 第7条 補助金の額は、次の各号に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。この場合において、第4条に規定する団体等が複数の子どもの居場所において補助対象事業を実施するときにあっては、当該複数の子どもの居場所ごとに補助金の額を算定するものとする。
 - (1) 次のア及びイを合計して得た額
 - ア 6,000円に補助対象事業を月1回実施した月数を乗じて得 た額
 - イ 6,000円に補助対象事業を月2回実施した月数を乗じて得 た額
 - (2) 補助対象経費の実支出額の合計額に2分の1を乗じて得た額 (当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り 捨てた額)

(3) 132,000円

(補助金の交付の申請)

- 第8条 補助金の交付を受けようとする団体等は、下関市子どもの居場所活動支援補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業計画書(様式第2号)
 - (2) 収支計画書(様式第3号)
 - (3) 子どもの居場所の活動を行う団体にあっては、団体の定款若しくは会則又はこれに代わるもの及び役員等の名簿
 - (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定等)

- 第9条 市長は、前条に規定する申請があった場合において、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定する。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、下関 市子どもの居場所活動支援補助金交付決定通知書(様式第4号)に より当該補助金の交付の申請をした団体等に通知する。
- 3 市長は、第1項の規定による審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を下関市子どもの居場所活動支援補助金不交付決定通知書(様式第5号)により、当該補助金の交付の申請をした団体等に通知する。

(補助対象事業の推進)

第10条 前条第2項の規定による通知を受けた者(以下「交付決定 団体等」という。)は、適切に補助対象事業を推進しなければならな い。

(補助対象事業の変更に係る承認の申請等)

第11条 交付決定団体等は、補助対象事業の内容又は補助対象事業 に要する経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ下関市 子どもの居場所活動支援補助金事業変更承認申請書(様式第6号) を市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、市 長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

- 2 交付決定団体等は、第9条第2項の規定による通知を受けた後に 補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は補助 対象事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく、下関市子どもの 居場所活動支援補助金事業中止承認申請書(様式第7号)を市長に 提出して、その指示を受けなければならない。
- 3 市長は、第1項又は前項に規定する申請書の提出を受けた場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 4 前項の場合においては、前条の規定を準用する。 (実績報告)
- 第12条 交付決定団体等は、補助対象事業が完了したときは、その 完了の日から起算して20日を経過した日までに、次に掲げる書類 を添えた下関市子どもの居場所活動支援補助金実績報告書(様式第 8号)を市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業報告書(様式第9号)
 - (2) 収支決算書(様式第10号)
 - (3) 補助対象経費について支払ったことを証する書類の写し
 - (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があった場合に おいて、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、 適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、下関 市子どもの居場所活動支援補助金額交付確定通知書(様式第11号) により、当該交付決定団体等に通知するものとする。

(是正のための措置)

第14条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該交付決定団体等に対して指示するこ

とができる。

2 前条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助対象事業 について準用する。

(補助金等の交付請求)

第15条 第13条の規定による通知を受けた交付決定団体等は、下 関市子どもの居場所活動支援補助金請求書(様式第12号)により、 市長に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

- 第16条 市長は、前条の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、交付決定団体等に当該請求額を交付するものとする。
- 2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず第9条第2項の規定による通知に係る金額の範囲内で、交付決定団体等の請求に基づき、概算払により補助金を交付することができる。
- 3 前項の概算払を受けようとする交付決定団体等は、下関市子ども の居場所活動支援補助金概算払請求書(様式第9号)を市長に提出 しなければならない。
- 4 市長は、概算払を行った補助金について、第13条の規定により 確定した額をもって当該補助金の精算を行い、その不足があるとき はその請求及び支払については第1項及び前条の規定を準用し、過 払いがあるときは速やかにその額を戻入させるものとする。

(関係書類の整備等)

第17条 交付決定団体等は、補助対象事業に係る帳簿及び補助金の 経理に係る証拠書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する会 計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保存しなければな らない。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第18条 市長は、交付決定団体等が次の各号のいずれかに該当する と認めるときは、当該交付決定団体等に係る補助金の交付の決定の 全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合 において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付してい るときは、交付決定団体等に対し期限を定めてその返還を命ずる。
- 3 前2項の規定は、第13条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

(調査等)

第19条 市長は、補助金に係る予算執行の適正を期するため必要があると認めるときは、交付決定団体等に対し質問をし、報告を求め、 又は活動場所の現地調査及び現金出納簿その他の補助対象事業に係る書類等の調査をすることができる。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月3日から施行する。
 - (この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和8年度以前の予算に係る補助金の取扱いについては、この 要綱は、同日後もなおその効力を有する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし附則第2項 の改正規定は、令和6年3月31日から施行する。

年 月 日

(宛先) 下関市長

所 在 地団 体 名代表者職・氏名(個人にあっては、住所及び氏名)

下関市子どもの居場所活動支援補助金交付申請書

下関市子どもの居場所活動支援補助金の交付を受けたいので、下関市子どもの居場所活動支援補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金の交付申請の内容

子どもの居場所の名称	
交付申請額	円

2 添付書類

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支計画書(様式第3号)
- (3) 子どもの居場所の活動を行う団体にあっては、団体の定款若しくは会則 又はこれに代わるもの及び役員等の名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

事業計画書

①子どもの居場所の名称							②開催場所 下関市										
③開設年月		年	月開設	④利用人数	Ż	人	. ⑤利用	料金		子ども			円、	大人			円
⑥事業目的																	
		開設日	第	曜日	:	~	:		/	第		曜日		:	\sim	:	_
						4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	1 2月	1月	2月	
⑦子どもの居場所の			開催予定回	数(回)													
開設予定回数・内容		子育て支援活動(種類)															
	*		援活動とは、 子ども食堂	以下により	地域で芸学習支		を支援す	る活動	1	バです。 バパント		予定の		○を囲ん		ださい。	,)
⑧実施体制及び実施方法																	
⑨運営責任者名・問合せ 先			TEL ()	_		10 メー	ールアド	ジレス				(@			
①下関保険所の許可又は 届出の状況(子ども食 堂の記入欄)	(() 子ども	新生法に基づ 食堂開設届出 食堂開設届出	書を下関保健	所に提出	済み	¹² アレ 対応	ルギー	-への	() アレ	ルギー	表示を	ニュー 実施 応であ	_ , ,		
⑬保険の加入)加入 険の種類 険会社名	:	() 加 <i>万</i>	入予定						1					

収 支 計 画 書

1 収入

項目	予算額(円)	内訳 (算定根拠)
下関市補助金 (申請額)		下関市子どもの居場所活動支援補助金
民間助成金		
寄付金・協賛金		
子ども食堂等利用料収入		
自己負担金		
収入合計		

備考 下関市補助金 (申請額) 以外の予算額の欄は、それぞれ補助対象経費に 充当する額を記入すること。

2 支出

項目	予算額 (円)	内訳(算定根拠)
報償費		
旅費		
消耗品費		
食材費		
燃料費		
使用料及び賃借料		
保険料		
研修費		
広告宣伝費		
通信運搬費		
支出合計		

備考

- 1 下関市補助金(申請書)の予算額の欄は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を記入すること。
 - (1) 次のア及びイを合計して得た額
 - ア 6千円に補助対象事業を月1回以上実施した月数を乗じて得た額
 - イ 6千円に補助対象事業を月2回以上実施した月数を乗じて得た額
 - (2) 補助対象経費の実支出額の合計額に2分の1を乗じて得た額(当該額に
 - 1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額
 - (3) 132,000円
- 2 収入合計と支出合計の額を一致させること。

 第
 号

 年
 月

 日

様

下関市長即

下関市子どもの居場所活動支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました下関市子どもの居場所活動 支援補助金については、下記のとおり交付を決定したので、下関市子どもの居 場所活動支援補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付決定額 金 円
- 2 その他

下関市子どもの居場所活動支援補助金交付要綱の規定に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還させることがあります。

 第
 号

 年
 月

 日

様

下関市長

下関市子どもの居場所活動支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました下関市子どもの居場所活動 支援補助金については、次の理由により交付しないことを決定したので、下関 市子どもの居場所活動支援補助金交付要綱第9条第3項の規定により通知しま す。

理由

所 在 地団 体 名代表者職・氏名(個人にあっては、住所及び氏名)

下関市子どもの居場所活動支援補助金事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けた 下関市子どもの居場所活動支援補助金について、下記のとおり変更したいので、 下関市子どもの居場所活動支援補助金交付要綱第11条第1項の規定により申 請します。

記

子どもの居場所の名称	
変更予定年月日	
変更内容	
変更理由	
変更前交付決定額	円
変更後交付申請額	円

※変更の内容がわかる書類を添付すること。

所 在 地団 体 名代表者職・氏名(個人にあっては、住所及び氏名)

下関市子どもの居場所活動支援補助金事業中止承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けた 下関市子どもの居場所活動支援補助金について、下記のとおり中止したいので、 下関市子どもの居場所活動支援補助金交付要綱第11条第2項の規定により申 請します。

記

子どもの居場所の名称	
事業の中止の 理 由	
事業の中止後の措置	

所 在 地団 体 名代表者職・氏名(個人にあっては、住所及び氏名)

下関市子どもの居場所活動支援補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた下関市子 どもの居場所活動支援補助金について、補助対象事業が次のとおり完了したので、下関市子どもの居場所活動支援補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の実績額等

子どもの居場所の名称				
補助金の実績額				円
補助対象事業の完了年月日	年	月	日	

2 添付書類

- (1) 事業報告書(様式第9号)
- (2) 収支決算書(様式第10号)
- (3) 補助対象経費について支払ったことを証する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

事業報告書

目目 /火			利用	人数(人)	運営者			支援のつなぎ先
開催 回数	開催日 (曜日)	実施時間	子ども	1	計	数 (人)	子どもの居場所で行った子育て支援活動の実施内容	支援が必要な子どもへの対応内容	支援のつなぎ先 (つなぎ先の紹介を 含む。)
	月 日()	: ~ :							
	月 日()	: ~ :							
	月 日()	: ~ :							
	月 日()	: ~ :							
	月 日()	: ~ :							
	月 日()	: ~ :							
	月 日()	: ~ :							
	月 日()	: ~ :							
	月 日()	: ~ :							
	月 日()	: ~ :							

収 支 決 算 書

1 収入

項目	決算額 (円)	内訳(算定根拠)
下関市補助金(交付決定額)		下関市子どもの居場所活動支援補助金
民間助成金		
寄付金・協賛金		
子ども食堂等利用料収入		
自己負担金		
収入合計		

備考 下関市補助金以外の項目の額は、それぞれ補助対象経費に充当する額を 記入すること。

2 支出

項目	決算額 (円)	内訳(算定根拠)
報償費		
旅費		
消耗品費		
食材費		
燃料費		
使用料及び賃借料		
保険料		
研修費		
広告宣伝費		
通信運搬費		
支出合計		

備考 収入合計と支出合計の額を一致させること。

第 号年 月 日

様

下関市長

円

下関市子どもの居場所活動支援補助金額交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました下関市子どもの居場所活動支援補助金については、下記のとおり補助金の額を確定したので、下関市子どもの居場所活動支援補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

記

補助金の交付確定額金

所 在 地団 体 名代表者職・氏名(個人にあっては、住所及び氏名)

下関市子どもの居場所活動支援補助金請求書

年 月 日付け 第 号で交付額の確定を受けた下関市 子どもの居場所活動支援補助金について、下関市子どもの居場所活動支援補助 金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1	補助金の請求の内容	さ

子どもの居場所の名称	
請求額	円

2 振込先

		銀行			本店
金融機関名		金庫			支店
		()			()
種	別	普通・当座	口座番号		
フリガナ					
口座名義人					

年 月 日

(宛先) 下関市長

所 在 地団 体 名代表者職・氏名(個人にあっては、住所及び氏名)

下関市子どもの居場所活動支援補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました下関市 子どもの居場所活動支援補助金について、下記のとおり概算払を請求します。

記

子どもの居場所の名称	
概算払請求額	円

2 振込先

金融機関名		銀行 金庫 ()		本店 支店 ()
種	[1]	普通・当座	口座番号	
フリガナ				
口座名義人				

3 必要とする理由